

声 明

「北洋銀行・齊藤過労死裁判」第二審で再び業務上認められる

本日、北洋銀行・齊藤過労死裁判について、札幌高裁で地裁に続いて再び業務上を認める勝利判決が言い渡されました。

そもそも、この不幸な事件は、1997年11月に北海道拓殖銀行が経営破綻、翌年11月北洋銀行が営業を譲受け、2000年5月6日にコンピューターシステムを拓銀のシステムへ統合させるという大プロジェクトを成し遂げた直後に起きました。

2ヵ後の2000年7月19日、野幌支店の齊藤久江さん（当時56歳、営業課長）が職場で突然倒れ、その2日後に「くも膜下出血」で死亡しました。そこで、夫の齊藤幸雄さんが「妻の死は過労死である」として、労災を認めなかつた国・札幌東労基署長を相手に、2003年10月以降、札幌地裁で争ってきたものです。

2006年2月28日、札幌地裁は、拓銀からの営業譲受けに伴うシステム統合の過程で、久江さんが自宅に持ち帰った残業について「業務性が認められる」とし、原告の訴えを認める判決を下しましたが、無念にもそのひと月前の2006年1月30日、原告であった齊藤幸雄さんはこの勝利判決を聞くことなく他界しました。

一方、札幌東労基署長はこの判決を不服として不当に控訴したため、1人娘の堀川美保さんが訴訟を引き継ぎ、母親である齊藤久江さんが所属していた私どもの労働組合と一緒にになって裁判を進めてきました。

国は、審理の中で第一審の札幌地裁が認定した持ち帰り残業について「その必要性がなく亡久江には業務による負荷はなかった」、「くも膜下出血発症に関しても「脳動脈瘤の発生・破裂は先天的・遺伝的要因、加齢が原因である」などと、事実に反する許しがたい主張を繰り返し執拗に攻撃してきました。

今回、札幌高裁が最高裁の判断枠組み（判例）を拠りどころにして、地裁判決に続いて心・脳血管疾患と業務との因果関係を肯定し、久江さんが「業務上の負荷によりくも膜下出血を発症、死亡した」と認めたことは、当初から「過労死」を確信していた遺族と労働組合はもちろん、全国の同じような職場で働き苦しんでいる人びとに大きな励ましを与えるものです。

世界中から「過労死・過労自殺は日本特有の異常な現象」と言われている今日、私たちにとっては安全に働く職場、二度と犠牲者を出さない労働環境の構築が求められています。

ここに、国・札幌東労基署長は、札幌高裁が再び業務上と認めた判決に誠実に従い、上告することなく直ちに労災を適用するよう求めます。

また、その当時、使用者の立場にあった北洋銀行は、誠意をもって遺族及び関係者に謝罪し当事者責任を果たすべきです。

2008年2月28日
北洋銀行労働組合